

別紙

諮問第1819号、1820号、1822号

## 答 申

### 1 審査会の結論

本件各不開示決定は、いずれも妥当である。

### 2 審査請求の内容

本件各審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件各開示請求に対し、東京都知事が行った各開示決定等のうち、別表2に掲げる不存在を理由とする本件各不開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

### 3 本件各審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、別表1に掲げる本件各開示請求のうち、1②、2③、3①及び②について、設計書及び契約書等並びに写真及び成果品（以下「本件請求文書」という。）を特定した上で、設計書及び契約書等（以下「設計書等」という。）は保存期間満了後に廃棄し、写真及び成果品は資料文書として活用後又は保存期間満了後に廃棄したため、いずれも存在しないとして、別表2に掲げる本件各不開示決定を行った。

### 4 審査会の判断

#### （1）審議の経過

本件各審査請求は、それぞれ令和7年3月25日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和7年6月27日に実施機関から理由説明書を、同年8月29日に審査請求人から意見書を収受し、令和8年2月24日（第265回第一部会）から同年5月19日（第267回第一部会）まで、3回審議を行った。

#### （2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関

の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表 2 に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること、審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件各不開示決定の妥当性について

審査請求人は、審査請求書等において、設計書等及び写真は成果品を得るための事務的な書類であり、廃棄されることは理解できるが、成果品は東京都の財産であり、廃棄されるものではなく、また、工事台帳及び契約台帳には本件開示請求に係る概要が残されていると考えられるから、本件各不開示決定は違法、不当である旨主張する。

一方、実施機関は、以下のとおり説明する。

設計書等は東京都文書管理規則（平成11年東京都規則第237号。以下単に「規則」という。）に基づき規定の保存期間満了後に廃棄している。

成果品については、規則 2 条17号に規定する資料文書に該当するものであり、規則に基づき主務課長が保存期間を設定し、一部は改修工事の設計資料として活用した後に、その他は保存期間満了後に廃棄したものである。

以上を踏まえ、審査会は、本件請求文書について以下のとおり検討する。

（ア）設計書等について

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、設計書等は、規則47条 4 項により実施機関が定める保存期間を 3 年とした公文書であり、規則48条 1 項により保存期間満了後に廃棄するものとなっているとのことであった。さらに、実施機関から規則53条 1 項に基づく廃棄起案に係る文書番号、決定日及び一覧の提出を受けたところ、設計書等について廃棄手続がとられていたことが確認された。したがって、設計書等の不存在を理由とした不開示決定は、いずれも妥当である。

（イ）写真及び成果品について

実施機関の説明によると、本件請求文書のうち、写真は成果品に含まれるとのこ

とであるから、写真については成果品に含むものとして検討する。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、成果品は、いずれも設計書等と同じく、規則47条4項に基づき保存期間を3年と設定した公文書であるとのことであった。

それぞれの取得から廃棄に至る経緯について、実施機関は以下のとおり説明する。日比谷公園大噴水改修実施設計の成果品は平成31年2月に納品され、保存期間は令和4年3月までであったが、日比谷公園大噴水改修工事（令和2年2月）の設計資料として活用したため、令和5年3月に廃棄した。次に、日比谷公園魅力向上業務運営委託（東京セントラルパーク構想）の成果品は令和3年2月に納品され、保存期間は令和6年3月までであり、当該保存期間満了後である同年8月に廃棄した。さらに、日比谷公園の歴史的評価に関する資料作成委託の成果品は平成27年7月に納品され、保存期間は平成31年3月までであったが、別発注の委託で成果を活用したため、令和5年3月に廃棄した。最後に、日比谷公園有楽門周辺歴史的公園施設等整備保全計画の成果品は平成28年3月に納品され、保存期間は平成31年3月までであり、当該保存期間満了後である令和元年9月に廃棄した。

成果品については、公文書のうち規則2条17号に規定する資料文書に該当し、その保存期間は規則47条4項に基づき3年と設定されていた。また、規則31条1項では、保存期間が1年以上の資料文書について、文書総合管理システム又は特例管理帳票への文書管理事項の登録を必要に応じて行うこととされているところ、本件成果品については当該登録を行っていなかったため、廃棄に当たり廃棄起案手続きをしていないとのことであった。

上記説明について審査会が検討するに、成果品の廃棄に係る記録自体を確認することはできないものの、成果品の取得後の活用状況、廃棄に至る経緯及びその時期については具体的な説明がされている。加えて、成果品の管理及び廃棄に関する実施機関の説明は、規則における資料文書の取扱いにも整合するものと認められる。これらを総合的に考慮すれば、実施機関の説明は不自然、不合理であるとはいえず、他に該当する文書の存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、成果品の不存在を理由とした不開示決定は、いずれも妥当である。

（ウ）工事台帳及び契約台帳について

審査会が事務局をして実施機関の工事台帳及び契約台帳の様式を確認させたところ、それぞれ契約期間や契約金額等の基本的な情報を記載しているのみであって、審査請求人の主張する本件開示請求に係る概要が記載されているものではなかった。したがって、本件各開示請求の内容から、工事台帳及び契約台帳を対象公文書として特定しなかったとの実施機関の説明は首肯できるものである。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表 1 本件開示請求

|   |                                                                                                                                                                                                               |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ① 日比谷公園歴史的施設調査・分析委託に関する設計書・契約書・記録写真・報告書等一式<br>② 日比谷公園大噴水改修実施設計に関する設計書・契約書・成果品等一式<br>③ 日比谷公園大噴水改修工事に関する起案書・契約書・着手から完了までの書類・写真等一式<br>④ 日比谷公園樹木診断委託に関する設計書・契約書・記録写真・報告書等一式                                       |
| 2 | ① 日比谷公園樹木移植適正度診断委託（１）～（４）に関する設計書・契約書・樹木診断カルテ・施行写真・報告書・診断樹木医の資格証明書等樹木診断に関する一式及び（５）以降があればそれら一式<br>② 日比谷公園樹木点検委託（１）～（４）に関する設計書・契約書・写真・報告書等一式<br>③ 日比谷公園魅力向上業務運営委託（東京セントラルパーク構想）に関する起案書・契約書・着手から完了までの書類・写真・報告書等一式 |
| 3 | ① 日比谷公園の歴史的評価に関する資料作成委託に関する設計書・契約書・写真・報告書等一式<br>② 日比谷公園有楽門周辺歴史的公園施設等整備保全計画に関する設計書・契約書・写真・報告書等一式                                                                                                               |

別表 2 本件不開示決定

| 本件請求文書 |                                                                | 不開示（不存在）理由                                   | 決定年月日            | 諮問番号        |
|--------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------|-------------|
| 1      | 日比谷公園大噴水改修実施設計に関する設計書・契約書・成果品等一式                               | 平成 30 年度に作成された 3 年保存の公文書であり、既に廃棄しているため存在しない。 | 令和 6 年 10 月 8 日  | 第 1 8 1 9 号 |
| 2      | 日比谷公園魅力向上業務運営委託（東京セントラルパーク構想）に関する起案書・契約書・着手から完了までの書類・写真・報告書等一式 | 令和 2 年度に作成された 3 年保存の公文書であり、既に廃棄しているため存在しない。  | 令和 6 年 10 月 17 日 | 第 1 8 2 0 号 |
| 3      | 日比谷公園の歴史的評価に関する資料作成委託に関する設計書・契約書・写真・報告書等一式                     | 平成 27 年度に作成された 3 年保存の公文書であり、既に廃棄しているため存在しない。 | 令和 6 年 10 月 17 日 | 第 1 8 2 0 号 |
| 4      | 日比谷公園有楽門周辺歴史的公園施設等整備保全計画に関する設計書・契約書・写真・報告書等一式                  | 平成 27 年度に作成された 3 年保存の公文書であり、既に廃棄しているため存在しない。 | 令和 6 年 10 月 10 日 | 第 1 8 2 2 号 |